

木津川市立小中学校 I C T 情報教育推進機器整備事業概要書

1. 事業の概要

1-1 目的

現在の学習指導要領では、各教科等において随所に I C T 活用が例示されている。よりよい授業を実現するために、教員が I C T を活用して授業の準備を進め、授業のねらいを示し、学習課題への興味・関心を高め、学習内容をわかりやすく説明したりするために、教員による指導方法の一つとして I C T を活用することは欠かせないものとなっている。本事業はこのような背景により整備された I C T 機器の老朽化に伴い、機器の更新を行うものである。

なお、本件では平成 2 5 年度・平成 2 6 年度整備分のプロジェクタ用タブレット型パソコン及び、平成 2 7 年度整備分のプロジェクタ用タブレット型パソコン、プロジェクタ、マグネットスクリーンについて更新を行う。

2. 整備の詳細

2-1 設置、設定

① I C T 機器整備

・ 機器の設置

プロジェクタ用タブレット型パソコン、プロジェクタ、マグネットスクリーンを組み立て、接続、設定を完了した状態で、動作確認を行い、既設のプロジェクタカート内に収納すること。設置場所は学校担当者が指定した教室等とする。既設のプロジェクタカート内に収納されているプロジェクタ及びマグネットスクリーン等の不要となる機器類は校内で保管するため、学校担当者が指定した場所に移動すること。

・ プロジェクタ用タブレット型パソコンの設定

必要な周辺機器の接続、ソフトウェアのインストール・調整を完了した状態で設置し、すぐに使える状態であること。

OS はソフトウェアの動作確認の取れている Windows 10 Pro 最新版をインストールすること。校内の無線ネットワークに接続できる状態に設定すること。学習用ドメインに接続し学校サーバでログイン認証を行うこと。ログイン時にそのアカウントが利用できる共有フォルダを自動的にマウントし、利用できる状態であること。導入端末がネットワーク接続、ポリシー適応が行われるように既存のサーバ、ネットワークシステムの調整を行うこと。ウイルス対策ソフトウェア（ライセンスは学校が保有）をインストールし、学校サーバで稼働状況を管理すること。Windows Update は学校サーバにて管理し、アップデートを自動的に取得すること。パソコンからネットワーク接続可能な

学校内のプリンタで印刷できるよう設定を行うこと。授業支援クライアントソフトウェアをインストールし、学校サーバの授業支援システムに接続すること。授業支援ソフトウェアを用いて校内の既設ノート型パソコン及びタブレット型パソコンと連携して授業支援ソフトを利用できる状態に設定すること。学校サーバには指導者用デジタル教科書コンテンツが導入されているため、これらを利用できるように設定を行うこと。

* 留意事項

- ・教育の場での使用ということから、本事業請負業者にあつては、整備後の機器・システムについて故障や不具合が生じた場合にも即時に対応・修復・改修できるようサポート窓口を含む最善のサポート体制を持ってあたること。

2-2 搬入設置場所

木津川市木津町内垣外 95 番地	木津小学校
木津川市相楽清水 1 番地	相楽小学校
木津川市兜台 4 丁目 4 番地 1	高の原小学校
木津川市相楽台 5 丁目 17 番地 1	相楽台小学校
木津川市木津川台 2 丁目 4 番地	木津川台小学校
木津川市梅美台四丁目 2 6 番地	梅美台小学校
木津川市州見台一丁目 3 2 番地	州見台小学校
木津川市城山台六丁目 1 番地 1	城山台小学校
木津川市加茂里西上田 1 1 番地 1	加茂小学校
木津川市加茂町例幣中切 31・32 番地	恭仁小学校
木津川市南加茂台 1 2 丁目 1 1 番地	南加茂台小学校
木津川市山城町上狛学校 1 番地	上狛小学校
木津川市山城町綺田局塚 14 番地	棚倉小学校
木津川市相楽高下 4 番地 8	木津中学校
木津川市兜台 6 丁目 1 番地	木津第二中学校
木津川市州見台四丁目 2 6 番地	木津南中学校
木津川市加茂町大野烏田 75 番地	泉川中学校
木津川市山城町椿井柳田 33 番地	山城中学校

2-3 搬入設置実施時期

令和 4 年 1 2 月 2 8 日までに完了すること

3. マニュアル作成

- ・ 整備完了後、導入した機器・システムの操作方法を説明する操作マニュアルを作成

すること。操作マニュアルには例として「導入機器の一覧」「機器の接続・取り扱い方法」「主なシステムの利用方法」「問い合わせ窓口」などを記載すること。

- ・ 操作マニュアルはデータで提出すること。学校が印刷を希望する場合は、対象校の教員数分の操作マニュアルを印刷し、学校担当者に提出すること。

4. 保守

4-1 設置機器の保守期間

設置機器の契約不適合責任期間は基本的に機器引渡し後より1年間とする。

4-2 保守内容

① 対象範囲

令和5年1月1日から令和9年12月31日までのハードウェア機器及びソフトウェア全般とする。

- ② 各学校に設置の機器については、スポット対応（別途有償にて保守を実施。連絡後は速やかに対応）すること。ただし、障害の切り分け（訪問含む）、修理見積提示、修理に係るメーカーとの取次に掛かる費用は応札価格に含むこと。詳細については別途打合せのうえ決定すること。

- ③ 電話・FAXによる一元的な保守窓口を設け、機器不具合に関する質問や問合せ、修理対応依頼を受け付けること。機器の不具合に関する受付時間は、原則、お盆期間及び年末年始、祝日等を除く月～金曜日の午前9時から午後5時までとする。開設期間は機器引渡し日から賃貸借期間満了日までとする。連絡後は速やかに対応すること。

- ④ 機器の導入にあたり設定の調整を行った既存のサーバ、ネットワークシステムについて、利用期間中は上記の内容と同じく対応を行うこと。

5. その他

- ① 整備完了後、以下の内容を記載した完成図書を教育委員会と学校に提出すること。

- ・ 納入機器の構成表（機器型番、端末名、シリアルがわかるもの）
- ・ OS設定（インストールソフトウェア一覧等）
- ・ IPアドレス一覧表
- ・ 操作マニュアル

- ② 機器は国内メーカー製とすること。

- ③ 整備する機器には、備品管理や導入業者の混同の防止、保守対応の円滑さを考慮し、全て、機器名（PC名等）、事業名、導入年月、導入業者が明確に判別できるようにラベルを貼り付けること。